

平成30年第2回安城市議会定例会

議案書

(平成30年6月21日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
報 告 第 1 5 号	専決処分について（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解）	1
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について【説明書参照】	3

報告第15号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月21日提出

安城市長 神谷 学

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本市の職員が関わった交通事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 損害賠償額 | 金 39,700 円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 平成30年3月14日 午後1時20分ごろ |
| (2) 発生場所 | 安城市新田町地内 |
| (3) 経過 | 上記地内の県道において、走行中の公用車が、一時停止規制のある市道から当該県道に右折進入した相手方車両と接触したもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 車体左前部の損傷 |
| 4 過失割合 | 安城市10パーセント 相手方90パーセント |

平成30年6月5日専決

安城市長 神谷 学

